

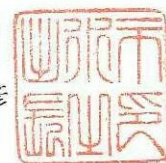


出 商 第 1411号

平成23年10月24日

反原発・かごしまネット代表 橋爪健郎 様

出水市長 渋谷 俊彦



出水市の公共施設利用にあたっての公開質問状に対する回答について

平成23年10月13日付けでの標記案件について、次のとおりその経緯を説明申し上げ、下記のとおり回答いたします。

先般の新聞掲載の件につきましては、使用希望者と担当課との行き違いや説明不足等により、誤解が生じてしまったところです。

交流センター多目的室は、会議・講演会等を目的としており、映画上映を想定した防音装置や暗幕などもなく、子育て交流室など隣室への音漏れなど映画などの興行等には不向きであり、施設等の管理運営上広さや隣室への支障があるため原則許可しておらず、それらの相談をいただいた場合は隣接する「出水公会堂」や中央公民館併設の「音楽ホール」、または高尾野支所隣にあります「農村環境改善センター」等をご利用いただくようご案内しているところです。

今回ご相談時に頂いたチラシを拝見したところ、通常の映画上映であると担当課が判断し、正式な申請前でしたので、映画上映等に即応できる本市の公共施設を案内した次第です。

その後、使用希望者にお話をお伺いしたところ、本格的な映画上映ではなくビデオプロジェクターを使用した少人数での使用であり、多目的室での勉強会や研修会程度のもので伺いましたので、正式に申請書を提出して頂き、内容を審査したところ施行規則に定める用途に適していると判断したので使用を許可したところです。

#### 記

- 一、 出水市民交流センターの設置及び管理に関する条例第6条第3項第4号によるものです。
- 二、 上記条例及び規則等の設置目的や使用許可等に関する規定に基づき、使用申請後、使用許可の判断を致します。
- 三、 ご意見のとおり使用を許可すべきものと考えておりまして、今回、映画上映に即応できる本市の他の公共施設を案内致した際、本人様には学習会等での使用の場合は、本施設がご利用できることをお伝えしています。